

香川県営業時間短縮協力金（第8次）に関するよくある質問

問1 第8次の協力金の対象となる地域について教えてください。

【回答】第8次の営業時間短縮の要請等では、香川県内全域を対象としております。ただし、「**高松市内**」と「**高松市以外の地域**」では、要請内容が異なっており、申請受付要項（本申請）についてもそれぞれご用意しておりますので、ご注意ください。

- ・飲食店を営む店舗の所在地が香川県内の地域である場合は、要請の対象となっているため、協力金の対象となります。
- ・法人の本社所在地や個人事業主の住所が香川県内の地域であっても、店舗の所在地が香川県内の地域でない場合は、要請等の対象となっていないため、協力金の対象となりません。
- ・県内で複数の飲食店を経営しており、高松市内に所在する店舗と高松市以外の地域に所在する店舗の両方を経営している場合は、「高松市内分」と「高松市以外の地域分」のそれぞれについて申請が必要です。

問2 第8次の協力金の対象となる営業時間短縮等の要請内容、期間を教えてください。

【回答】高松市内の店舗については、令和3年9月13日（月）午前0時から9月30日（木）午後12時（24時）までの期間（18日間）を通して、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行っていないこと。また、飲食を主として業としている店舗にあっては、カラオケ設備の利用を自粛したこと。（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は営業時間を短縮しないので、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行わなかった場合等であっても対象とはなりません。）

1日でも、営業時間短縮等を含む全ての要請にご協力いただけなかった日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。

また、深夜営業をされている店舗について、9月13日（月）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

- ★ 「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」についても、「営業時間の短縮」等に応じただくとともに「酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）」を行わない（9月25日（土）以降は、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合は、午後7時30分まで酒類の提供が可能です。）ほか、飲食を主として業としている店舗にあっては、カラオケ設備の利用を自粛していただいた必要があります。

問3 通常の営業時間が午後8時までの飲食店で酒類の提供も行っている。酒類の提供をやめ、通常どおり午後8時まで営業した場合、第8次の営業時間短縮協力金の扱いはどのようになりますか。

【回答】第8次の営業時間短縮等の要請においては、高松市内の飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行わないよう要請しています。通常午後8時を過ぎて午前5時までの間に営業している店舗が、要請に応じ、午前5時から午後8時までに営業時間を短縮いただくことで協力金の支払い対象となりますが、その際には、「酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）」を行わないほか、飲食を主として業としている店舗にあつては、カラオケ設備の利用を自粛していただく必要があります。

今回の場合、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）をやめたとしても、通常の営業時間が午後8時を超えておらず、営業時間の短縮を行っていないため協力金の支払い対象とはなりません。

問4 飲食を主として業としている店舗等には「カラオケ設備の利用自粛」が要請されていますが、具体的にはどのような店舗を想定しているのか教えてください。

【回答】

①飲食を主として業としている店舗等で、カラオケ設備を備えている店舗としては、カラオケスナック、カラオケ喫茶等が想定されます。

これらの店舗については、通常、午後8時を過ぎて午前5時までの間に営業している場合に、要請に応じ、午前5時から午後8時までに営業時間を短縮して、終日「酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）」を行わないことに加え、カラオケ設備の利用自粛をすることで協力金の支払い対象となります。

②一方、カラオケボックスについては、飲食を主として業としていない店舗であり、高い換気能力を有していることなどから「カラオケ設備の利用自粛」の要請対象となっておりません。

これらの店舗については、通常、午後8時を過ぎて午前5時までの間に営業している場合に、要請に応じ、午前5時から午後8時までに営業時間を短縮して、終日、「酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）」を行わないことで協力金の支払い対象となります。

★ 「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」の店舗に限り、9月25日（土）以降は、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合は、酒類の提供を午後7時30分まで可能としており、協力金の支払い対象となります。

問5 これまでの営業時間短縮の要請等については、協力できなかったが、9月13日からの営業時間短縮等の要請に応じた場合、営業時間短縮協力金の対象になりますか。

【回答】第1次（4月7日から4月20日まで）、第2次（4月28日から5月11日まで）、

第3次（5月12日から5月31日まで）、第4次（6月1日から6月14日まで）、第5次（8月7日から8月19日まで）及び第6次（8月20日から9月12日まで）の営業時間短縮の要請等に応じていただけなかった場合でも、9月13日から9月30日まで（第8次）の営業時間短縮等の要請に応じていただいた場合には、第8次の営業時間短縮協力金の対象にはなりません。（さかのぼって、第1次、第2次、第3次、第4次、第5次及び第6次の協力金の対象にはなりません。）

問6 第8次の営業時間短縮協力金の支払い対象となる店舗や要件は、これまでの協力金と同じと考えてよいか。

【回答】第8次の営業時間短縮協力金の支払い対象となる店舗は、次の（1）から（4）までに示すとおりであり、これまでの協力金から変更はありませんが、まん延防止等重点措置の実施区域に追加されたことに伴い、第5次までと比べて要請の内容が変更されており、第6次と同様の内容となっています。

酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行っていないことに加え、飲食を主として業としている店舗にあつては、カラオケ設備の利用を自粛していただくことが必要です。

★ 「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」の店舗に限り、9月25日（土）以降は、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合は、酒類の提供を午後7時30分まで可能としており、協力金の支払い対象となります。

1日当たりの協力金の金額も、まん延防止等重点措置の実施区域に追加されたことに伴い第5次からの金額から変更になり、第6次と同じ金額となります。

第5次までは、中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合、前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり2万5千円から最大7万5千円までとしていたものを、第6次と同様に第8次については、1日当たり3万円から最大10万円までに引き上げます。

ただし、大企業の場合や、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合については、1日当たり最大20万円から変更はありません。

なお、第5次協力金では、店舗ごとの協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額をお支払いすることとしていましたが、第6次と同様に第8次の協力金では1割加算はありません。詳細は、「営業時間短縮協力金（第8次）本申請 申請受付要項（高松市内分）」にて、ご確認ください。

（1）対象店舗

高松市内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店営業を行う店舗

ただし、次の（ア）～（オ）の何れかに該当する店舗は支払い対象外となります。

（ア）早期一部支払い制度を除き、第8次の協力金の支払いは同一店舗で複数回の申請はできません。

（イ）社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者に対してのみ飲食を提供している店舗

- (ウ) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の小売りを営業の主体としてい
ると認められる店舗
- (エ) 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行うテ
イクアウト専門店、キッチンカー
- (オ) 性風俗関連特殊営業店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
第2条第5項に規定する店舗）

(2) 要請内容への対応

(1) のうち、通常の営業時には、午後8時を過ぎて午前5時までの間に営業して
いる店舗が、要請に応じ、午前5時から午後8時までの間の営業とし、酒類の提供
(利用者の酒類の店内持ち込みを含む)を行っていないことが必要（要請に応じて
休業した場合も含む。）です。なお、飲食を主として業としている店舗にあって
は、カラオケ設備の利用を自粛していただいたことが必要です。

- ★ 「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」の店舗に限り、9月25日（土）以降は、
1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合は、酒類の提供を午後7時30分
まで可能としており、協力金の支払い対象となります。

(3) 対応期間（第8次）

令和3年9月13日（月）午前0時から、9月30日（木）午後12時（24時）まで
この期間（18日間）すべての日において、（2）の要請内容に応じていただいたこ
とが必要です。

(4) 適切な感染防止対策

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守いただいたこと

問7 第8次の営業時間短縮協力金の申請（本申請）に必要な書類は、どのようなも
のですか。

【回答】詳細は、「営業時間短縮協力金（第8次）本申請 申請受付要項（高松市内
分）」にてご確認いただくこととなりますが、提出いただく書類は次のとおりです。

なお、第1次～第6次の協力金申請の際に提出済みの書類と同じものである場合は、
②、③、④、⑤の書類の提出を省略することができます。

また、⑩の書類についても、第2次～第6次の協力金の申請の際に、提出済みの書
類と同じものである場合には、省略することができます。

これら書類の提出を省略する場合には、香川県営業時間短縮協力金（第8次）本申
請 申請書（高松市内分）（第1号様式）及びチェックリストの該当欄の□に✓を付
けてください。

< 共通書類 >

- ①香川県営業時間短縮協力金（第8次）本申請 申請書（別紙を含む）
- ②（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し
- ③協力金の振込口座の通帳等の写し
- ④食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し
- ⑤税務署等に提出した直近の確定申告書の写し（開業後間がなく確定申告を行ってい

ない場合は、「法人設立届出書」又は「開業届」の写し)

- ⑥申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）の自粛等・感染防止対策等の事実が確認できるもの）
- ⑦誓約書
- ⑧（該当者のみ）飲食店等営業許可証に係る申立書

< 前年又は前々年の1店舗当たりの1日当たりの飲食業売上高が7万5千円（税抜き）超の場合 >

（上記の①から⑧までに加え、）

- ⑨前年又は前々年の9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し（時短要請期間方式を選択する場合は、9月13日から9月30日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し）
- ⑩上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

< 売上高減少額方式を選択する場合や大企業の場合 >

（上記の①から⑩までに加え、）

- ⑪本年の9月の飲食業売上高が確認できる売上帳等（時短要請期間方式を選択する場合は、9月13日から9月30日までの飲食業売上高が確認できるもの）の写し
- ⑫上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

※上記のほか、売上高の計算に係る計算シートの作成や例外、新規開店等の特例を用いる場合などには、それらの例外や特例を必要とする状況を確認するための書類の提出が必要となります。

問8 第8次の営業時間短縮協力金の支払い額は、どのように計算するのですか。

【回答】第8次の営業時間短縮協力金の支払い額は、第2次から第6次と同様に国の方針を踏まえ、事業規模に応じたものになります。

中小企業及び個人事業主で売上高方式を選択した場合、前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高に応じて、1店舗につき、1日当たり3万円から最大10万円までの1日当たりの協力金の額を算出します。

大企業や、中小企業及び個人事業主で売上高減少額方式を選択した場合には、前年又は前々年からの1日当たりの飲食業売上高減少額に応じて、1店舗につき1日当たり最大20万円となります。

店舗ごとの協力金の金額は、1日当たりの協力金の額に、時短要請に応じていただいた日数を乗じた金額となります。

なお、協力金の金額は、1日当たりの協力金の額×日数で計算しますが、日数には、

定休日や今回の要請前に店休日としていた日は含みません。

< 1日当たりの協力金の額算出方法 >

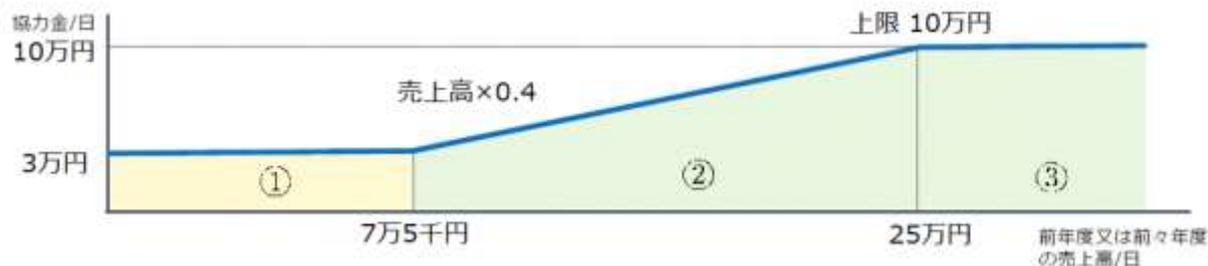
◆ 中小企業及び個人事業主

○ 売上高方式（売上高に基づいて協力金の額を算定する方式）

< 1日当たりの協力金の額 >

下限3万円 ～ 上限10万円

○ 売上高方式【中小企業の場合】



① 1日当たりの飲食業売上高が、7万5千円（消費税を除く）以下の場合

➔ 一律3万円/日 の支払い額

② 1日当たりの飲食業売上高が、7万5千円（消費税を除く）を超え
25万円（消費税を除く）までの場合

➔ 1日当たりの飲食業売上高 × 0.4 の支払い額 ※千円未満を切り上げ

③ 1日当たりの飲食業売上高が、25万円（消費税を除く）を超える場合

➔ 一律10万円/日 の支払い額

売上高を参照する期間は下記（ア～エ）から申請者が選択

| | 売上高を参照する期間 | | |
|---|------------|------|-------------|
| | 選択方式 | 年 | 月又は期間 |
| ア | 月単位方式 | 令和元年 | 9月 |
| イ | | 令和2年 | |
| ウ | 時短要請期間方式 | 令和元年 | 9月13日～9月30日 |
| エ | | 令和2年 | |

◆ 大企業（中小企業及び個人事業主も選択可）

○ 売上高減少額方式（売上高の減少額に基づいて協力金の額を算定する方式）

< 1日当たりの協力金の額 >

（売上高を参照する期間（A）の1日当たり飲食業の売上高

－ 要請期間（B）の1日当たり飲食業の売上高） × 0.4

※千円未満を切り上げ

ただし、1日当たりの上限額 20万円

「売上高を参照する期間（A）」と「要請期間（B）」の組み合わせは、次の①～④のいずれかとなります。

| | 選択方式 | 売上高を参照する期間 (A) | 要請期間 (B) |
|---|----------|--------------------|----------------------|
| ① | 月単位方式 | 令和2年9月 | 令和3年9月 |
| ② | | 令和元年9月 | |
| ③ | 時短要請期間方式 | 令和2年9月13日から9月30日まで | 令和3年 9月13日から9月30日 |
| ④ | | 令和元年9月13日から9月30日まで | |

※ 要請の対象となる複数の飲食店を営業している場合には、要請に応じた複数の店舗について合計した額が事業者全体の支払い額となります。

※ 早期支払い分の協力金の支払いを受けた場合は、事業者全体の支払い額から、早期支払い分の額を差し引いた額をお支払いします。事業者全体の支払い額が、早期支払い分の協力金額（1店舗あたり24万円）を下回ったことが判明した場合は、早期支払い分を返還いただきます。

問9 協力金の額を計算する際に参照する「1日当たりの売上高」は、どのように計算するのですか。

【回答】「1日当たりの飲食業売上高」を店舗ごとに計算する方法は、申請者が次の計算方法のうちから選択します。

①月単位方式

- ・前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の9月の飲食業売上高により算出
(計算式)

$$\text{1日当たりの飲食業売上高} = \frac{\text{9月の飲食業売上高}}{\text{営業日数}(\text{※1})}$$

(※1) 9月の30日間のうち、休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

②時短要請期間方式

- ・前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の
要請期間と同日付けの期間（9月13日から9月30日までの18日間）における
飲食業売上高により算出

(計算式)

$$\text{1日当たりの飲食業売上高} = \frac{\text{9月13日から9月30日までの飲食業売上高}}{\text{営業日数}(\text{※2})}$$

(※2) 9月13日から9月30日までの18日間のうち休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

問10 開店後1年未満であり、協力金算出の根拠となる、前年又は前々年の売上実績がない場合でも協力金は支払われますか。その場合、どのように計算すればよいのですか。

【回答】要請期間の開始日（9月13日）より前に1日以上営業期間があった店舗は協力金の対象となります。新規開店の場合の特例として、開店1年未満で、参照する前年又は前々年の売上実績が無い場合は、次の方法で1日当たりの売上高を計算します。

(計算式)

$$\frac{\text{1日当たりの飲食業売上高}}{\text{(9月12日)までの期間の飲食業売上高の合計}} = \frac{\text{開店の日から要請期間の開始日の前日}}{\text{同期間の営業日数(※3)}}$$

(※3) 開店の日から9月12日までの日数のうち、休業日（定休日や不定休による店休日）を除いた日数

問11 確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合でも協力金の申請はできますか。

【回答】確定申告書に添付した収支内訳書が無い場合は、収支内訳書に代えて、確定申告書と同期間の収入等の状況が分かる資料（確定申告書の収入金額等の事業収入（営業等）欄に記載の金額の状況が分かる資料等）をご提出ください。

問12 営業時間短縮等に協力した事実が確認できれば、書類の不備があっても協力金は支払われますか。

【回答】書類の不備等がある場合は、協力金事務局から個別に連絡させていただき、必要書類を確認させていただいたうえで、協力金をお支払いさせていただきます。